

川崎市市民活動支援指針改訂検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 平成13年9月に策定された『川崎市市民活動支援指針』を社会環境の変化を反映し、より一層市民活動の活性化に資するものへ改訂することを目的に、川崎市市民活動支援指針改訂検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 現行の市民活動支援指針の改訂に関すること。
- (2) 今後の市民活動支援のあり方に関すること。
- (3) その他市民活動支援に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって構成する。

2 委員は市民活動団体関係者、学識経験者及び公募の市民等から市長が委嘱する。

3 委員の任期は委嘱日から平成27年3月31日までとし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(委員会の招集)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(小委員会)

第6条 委員長は、委員会の円滑な運営を図るため、必要に応じて小委員会を置くことができる。

2 小委員会の出席者は、委員の中から委員長が指名する。

(関係者等の出席)

第7条 委員会、小委員会において必要があると認めるときは、関係者及び参考人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総合企画局自治推進部において処理する。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年8月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。